

【巻頭言】

## 「就労支援は 犯罪予防活動」



更生保護施設  
プラザあすなろ  
施設長 中村 徹

「早めに仕事に就いて貯蓄し、自立したい。」これは、刑事施設を出所し、プラザあすなろに入所する人達が異口同音に発する言葉です。しかし、一旦、犯罪に陥つた人達が希望職種は勿論、就職先そのものを見い出すこと自体、このほか厳しく、当初の意気込みが次第にしぶんでいく様子は、日夜彼らと接している更生保護施設職員であれば敏感に感じることができます。そのような状況の中で、協力雇用主さんが、就労先を提供してくれた際には、それまで暗かつた入所者の表情が一変いたします。まさに地獄に仏、暗闇に

一条の光明を見い出した思いがするのではないか。更生保護は、刑事政策の一翼を担っています。犯罪が発生すれば、警察ー裁判ー矯正と手続きが進



あすなろ理事・佐藤武治（宗月）氏指導の下、初めて開催されたあすなろ入所者と青森地区保護司会との陶芸体験教室

当然大前提ですが、前途したように、一般社会の中で孤立することなく、円滑に立ち直るために、それだけでは不十分です。

保護観察中の者の再犯率を見ると、無職の者は仕事に就いている者の三倍との統計もあります。その意味では、刑務所出所者等の就労支援に携わつておられる方々は、地域社会を犯罪から守るという崇高な役割を果たされているとも言えるのです。

一旦犯罪を犯した人達の大半は、二度と世間の人々に迷惑をかけたくないと思っています。その思いを堅持させるためにも、これまで以上に支援の手を差し伸べていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【活動の様子】

### 一、協力雇用主事例研究会

平成二十九年十二月八日、青森保護観察所会議室において、保護観察所が主催する「協力雇用主事例研究会

人はみな、 生かされて 生きてゆく。 更生保護ネットワーク
【発行月】平成30年7月
【発行者】NPO法人 青森県就労支援事業者機構
【所在地】青森市長島1-3-28 青森県更生保護会館プラザあすなろ 青森地区更生保護サポートセンター内
【電話】017(763)0763
【お問い合わせ】メールアドレス npo@ao-kousei.com

ホームページアドレス  
青森県更生保護ネットワーク  
青森県更生保護 検索  
<http://www.ao-kousei.com>



二、第六十七回 社会を明るくする運動  
作文コンテスト 表彰式

平成三十年一月十二日、青森市の県観光物産館アスパムで「社会を明るくする運動」作文コンテストの表彰式が行われ、鰺ヶ沢町立舞戸小学校六年 神愛桜さんが当機構会長賞（はまなす賞）を受賞しました。



例研究会」が開催されました。協力雇用主のAZコ-ポレーシヨン様より、対象者を雇用したことについての発表がありました。その後、参考した協力雇用主の方々の意見交換会がおこなわれました。

### 三、青森県暴力団社会復帰対策協議会総会



平成三十年一月二十五日、青森市内のホテル青森で開催され、約三十名の協力団体・機関等関係者が出席し、当機構からは、川嶋常務理事と事務局員が出席しました。開会の言葉は、事務局長の伊勢谷氏から、続いて会長挨拶は、会長欠席のため、副会長の天内氏から、「暴力団離脱の受け皿となり、国家的団体プロジェクトを組み、暴力団の排除、離脱、社会復帰対策、

安心安全住みやすい国を目指していきたい。」と述べられました。

次に、青森県警察本部長より「暴力団離脱を暴力団追放機関と連携していきたい。今年度は、就労支援に至っていない。連携強化し安心安全な青森県にしたい。」との祝辞がありました。出席者の紹介後、議案審議に移り、議案は、満場一致で議決しました。

続いて、青森県警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐の木村智氏より「受入企業の登録状況と就労支援広域連携の状況について」及び、「暴力団情勢と離脱支援状況について」の説明がありました。

最後に、福岡県警察本部暴力団対策組織犯罪対策課暴力団排除対策官警視 佐藤治夫氏より「福岡県における離脱就労支援対策について」の講演がありました。

これに対し、青森県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長より「被害者の状況を考えず、暴力団を脱会した人を、就労させているのか」と質問があり、「離脱の意思もないのに、仮釈放をもらう目で、暴力団を離脱したいと、言つてくる組員がいる（偽装離脱、いわゆる詐欺。判断が難しい）場合もあるので慎重になりつつ、就労支援を進めている。」と説明されました。

最後に質疑を伺ったが、何もなかつたので、閉会となりました。

### 四、新春研修会懇親会

### 四、青森地区協力雇用主

### 五、第一回 理事会開催

#### 刑務所出所者等 就労奨励金制度

(実際に雇用してくださった協力雇用主に、最長1年間奨励金を支給します。)

##### 就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月、月額最大8万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労继续に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

**最大48万円**

##### 就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労继续に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

**最大24万円**

##### 身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

**最大200万円**

##### トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

**最大12万円**

##### 職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていたいたい場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

**最大2万4,000円**

##### 事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。